

第2回流山市市民参加推進委員会 会議録（概要）

- 1 日 時 平成25年3月26日（火）
午前10時から正午まで
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎4階 委員会室
- 3 出席者 井原委員長、吉永副委員長、今村委員、上平委員、
梅谷委員、国府田委員、野路委員、和田委員、
山中委員、山梨委員
- 4 事務局 井上市民生活部長、兼子コミュニティ課長、
高橋課長補佐、須郷係長、川崎主事、内田事務員
- 5 会議録

井原委員長

今日の議題は、平成24年度市民参加条例の運用に関する評価及び改善についてでお願いしたい。それでは、諮問について事務局から説明をお願いします。

兼子課長

市長より市民参加推進委員会に諮問があったので、井上部長から諮問させて頂く。

井上市民生活部長

「流山市市民参加推進委員会委員長 井原久光様。諮問、本市が市民参加をより一層推進していくため、平成24年度の流山市市民参加条例の運用に関する評価及び改善について意見を求めます。」

井原委員長

諮問は、お手元に配られたとおり。本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。

兼子課長

平成24年度市民参加運用に関する評価及び改善について、市長から諮問させていただいたが、諮問について説明する。

条例施行後、運用に関する評価についてであるが、平成24年度市民参加の方法の実施について、委員のみなさまに評価いただき、改善があればお示し頂きたい。「平成24年度の流山市市民参加条例の運用に関する評価及び改善について」市長から諮問させて頂いたところだが、諮問内容について説明する。

市民参加条例の運用に関する評価について、条例施行後の平成24年度の市民参加の方法の実施状況について、推進委員会の委員の皆様へ評価して頂き、改善案があれば、具体的にお示し頂き答申を頂きたい。

評価をするに当たっては、市民参加の方法が適正に運用されているかどうかの判断基準が必要であると考え。そのため、後ほど委員の皆様へ議論頂き、委員会としての評価基準を定めて頂きたい。

具体的な平成24年度の市民参加の方法の実施状況について、事前に配布させて頂いた資料を含めて説明する。

流山市市民参加条例は、平成24年10月1日に施行し、市民参加条例の附則の経過措置にもあるように、「この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他の理由により、市民参加の手続を実施することが困難であると認められるものについては、この条例の規定は適用しません。」とある。

したがって、市民参加の対象事項についても、施行直後から条例の適用ができないものもあり、その一覧は、「平成24年度市民参加条例の経過措置により対応したもの」である。その概要については、次ページの資料（1から8）である。

平成24年度の市民参加条例に基づいて実施した市民参加の対象事項は、「市民参加条例に基づく市民参加の対象事項一覧」の6項目（事業）で、実施した複数の市民参加の方法を記載してある。実際の実施概要については、次ページ資料（1から6）であるが、市民参加の手続時に公表した資料については、さらに詳細な資料がある。

次に「市民参加の手続の実施予定・実施状況」であるが、裏面が実施結果（裏面）で、各担当課が、それぞれの段階で整理し、HP上で公表する。

「市民参加条例に基づく市民参加の対象事項一覧」の6項目（事業）について市民参加の手続の実施状況について推進委員会で評価をし、実施から評価までの一連のシートとして完成させ、市民参加条例第30条の規定に基づき、議会に報告するとともに公表

していきたい。

次に「流山市市民参加推進会議の評価シートの記入基準（案）」及び「流山市市民参加推進委員の評価シート（案）」について説明する。

記入基準については、事務局でたたき台を作成させて頂いた。

① 市民参加の方法

市民参加条例第6条に基づき、複数の方法により市民参加を行っているかどうか。

② 市民参加の実施時期及び実施期間

条例の基本原則に規定された政策形成のできるだけ早い時期に行われたかどうか。各手続ごとに条例又は規則で定めた運用を行っているかで、(1)～(5)のようなものがある。なお、(5)の政策提案制度による提案は、今日現在、実施されていない。

③ 参加しやすい工夫

市民参加条例第4条の市の責務による評価である。

④ 市民等への情報提供

市民参加条例第3条の基本原則に基づく評価をするもの。

⑤ 意見の取扱い

市民参加条例第4条の市の責務によるものだが、評価等適切に行われたかを評価するもの。

実際に評価するに当たり、今回は、本委員会として、資料だけでなく、担当課からヒアリングを行うことについて、委員会で議論していただきたいと考えている。

疑問点等、直接、質疑、応答することにより、委員間の情報共有が図られるだけでなく、職員も委員会に対しての説明を通して職員の市民参加に対する意識の向上、改善への意欲も高まってくると考える。

こうしたことから、市民参加条例に基づき市民参加の手続を複数実施した6対象事項について、5月の上旬から5月下旬にかけて2回の委員会において、ヒアリングを実施し、その後、各委員の評価をもとに、委員会としての意見を整理し、8月末頃に答申を頂ければと考えている。

井原委員長

重要なのは、6つの案件である。市民参加条例の経過措置により対応した8件については、除外した形になる。

次の6件、流山市老人福祉センター、仮称新市街地地区小中併

設校の建設事業、開発事業許可基準等の改正、低炭素の手数料条例、流山市BCP素案を評価の対象としたい。

評価方法については、事務局の方から「流山市市民参加推進委員の評価シート（案）」の提案があった。シートは、2枚あり、1枚目が委員名の記入があるもの、次に委員がないものである。

最初に委員各個人が市民参加の方法や実施時期や工夫や情報提供などについて、それぞれ6件ずつの対象事項について何かコメントを頂き、それを基にこの委員会で全体的なものを取りまとめ、委員会として提出するということである。期日は、9月に議会が始まるので8月までに5回の会議し、最初の2回は担当部署からヒアリングをし、説明を聞いた上で、出してもらうというのが、事務局の意見である。

まずは諮問の確認とやり方について協議したい。

上平委員

ヒアリングの話だが、6件のケースがあるが、これ以外に出てくる可能性はないのか。

兼子課長

24年度については、これだけである。

井原委員長

現在実施しているものは諮問内容にはない。本来は、現在行っているものに対し、諮問できるとよいが。

上平委員

そうすると、具体的に、老人福祉センターの例において、市民参加の対象は条例5条で（1）～（5）まであって、どれでやるか決められている。

この老人センターは、市民参加条例第5条（2）の対象理由により審議会とパブコメの2つにより、市民参加の方法をとった。

私が言いたいのは、市民参加5条1項で（2）に決めるというプロセスは誰が決めたのか。ここについて推進会議は、介入できないのか。事前に我々は審議できない審議会なのか。出来上がったことについて審議するのか。それともプロセスについても審議できるのかがわからなかった。

井原委員長

事務局から何かあるか。

兼子課長

条例が施行され、今年度半年あって、まずは評価方法について考えて頂きたい。今年度は、結果の評価の視点で考えて頂きたい。

上平委員

出来上がったものに対してということか。将来的には、出来上がる前の段階でも意見を申し上げることができるのか。

兼子課長

将来的には考えている。

野路委員

上平委員の意見に関連して、それは答申で出来る。

まず、チェック機能という大前提は理解している。その上、チェック項目は受け入れたままでいいのか、市民参加の観点から意見が出てくるはず。答申に入れるかは別として、その主張に対する意見は我々もするべき。

兼子課長

今回は、諮問して、答申していただくこととしたいが、委員のみなさんの意見でこうした方がいいと建議することが出来る。

井原委員長

つまり市長からのことに対しては答申。プラスアルファで言うのなら建議ということである。

上平委員

市の中で、この参加の方法がいいというのは、どのプロセスで決まったのか。

兼子課長

それは事業担当課で決めた。

梅谷委員

今回は、条例の一部改正が、5つの参考方法のうち、この方法

を選択したということで担当課が選んだ。

井原委員長

いずれにしても、ヒアリングを行えば、どのような経緯でこうしたか聞けるかもしれない。

梅谷委員

つまり何を言いたいかという、5つの項目が常にあって、上の名称が変わることによって、チェックしていることである。

野路委員

第5条1項の5号までに基づきチェックする際のフォーマットが出来ている。今日用意されたものは全部対象ということだが、対象でないものが今後出てくるということか。そのチェックは、どこがするのか。

兼子課長

可能性はある。今、これ1枚しかないが、実施シートは現在担当課で作成中である。それぞれ出すことになっている。それをまた一覧にしてお示しする。

井原委員長

この紙が6枚以上出てくるということか。

兼子課長

今回は6項目だけで6枚になる。

梅谷委員

裏面に手続きの実施結果があるが、各方法が書かれ、参加委員の意見を書くところがあるが、ここに、ヒアリングを行った結果、各課はどうだったかというフィードバックを書く欄、反省を含めて担当課が書く記入欄を増やして欲しい。

井原委員長

欄を1つ増やすぐらいはできるか。

この報告は9月3、24日に審議会が行われ、18名の委員により公開の場で行われた。パブコメは10月15日から11月14日まで31日間行われ、その内容はこの資料にはない。

上平委員

その右側の意見の取り扱いについて書いてある。

梅谷委員

今回、この市民参加手法を取ったが、市はどう考えるかということがない。事実の報告のみが問題だ。

須郷係長

担当課で実施したものを踏まえて、どう考えるかという議論になっていると思うが、今後各担当課に委員会の内容をフィードバックするつもりなので、担当課では、これに加えていくことも考えられるので、その点についても議論して頂きたい。

梅谷委員

個別報告ではなく、各部署できちんと評価すべきだということである。それを受けて我々は意見を出しやすくなる。

井上市民生活部長

今の意見は、「市民参加の手續の実施予定・実施状況」裏面の「その他」の欄の下に、担当課の所見を設けるということか。

つまり、市民参加をやってみて、担当課はどういう所見をもっているか書くべきではないかということか。

井原委員長

担当課の所見欄を設けることでよろしいか。

また、担当課の所見を委員会がまた協議することでよろしいか。

野路委員

その意味で、「市民参加の方法」を実施した時期や、方法を選択した理由が必須だと思う。

ただ2つ選んだ、複数選んだだけでは形骸化しやすい可能性があるなので、ここは方法を選んだ意思を示してもらわないと市民参加の方法が生きてこない。

井原委員長

市民参加が6つくらいあるが、この場合だと、実施時期の理由や、手続きを選んだ理由をとということか。ここに欄があるが。

野路委員

手続きということだから、「市民参加の方法」の6つのうち2つ、この場合は審議会とパブコメの2つを選んだ担当課の意図が見えないため、必須とするということである。

あと担当課の所見を必須にする。

井原委員長

他にどうか。

和田委員

裏面の「市民参加の手続の実施結果」の実績結果についてだが、例えば、周知方法が同じ位置にあった方が見やすい。場所、日時などが左側、右側がそれぞれの独特のものを並べる。周知方法は広報及びHPが多いが、掲載日も入っているほうが形骸化しづらい。これだと、これで済んでしまいうし、担当課としても仕事がしやすい。

意見交換会の回数とあるが、場所は同じところで開かれる場合もあるが、あちこちでやるものもあると思う。また、1回だけでは、済まされないものもある。

そのため、意見交換会の欄が増える可能性があるのではないか。事務局では、フォーマットの変更は可能か。

兼子課長

検討する。

井原委員長

次までに検討頂きたい。

山中委員

パブコメは意見に対してどうしたかという意見欄があるが、他のものについての意見の取扱いの欄がないことが不思議である。パブコメの欄には結果報告の欄があるが、他は頂いた意見に対する報告の欄がない。

野路委員

制約されたフォーマットのため、他のものに関しては、現実的に、参加手続でどうだったかと担当課の意見を書く欄がある。

しかし、そこで網羅されるものではないか。ヒアリングは必ず

行うことができるのか。

井原委員長

我々で決められる。

野路委員

今の意見はヒアリングで網羅できる。このフォーマットには書ききれなくなってしまう。

我々は複数に対する概要をこれで理解しなければならないし、どういう意見を担当課が持っているのか、ヒアリングで聴取すべきことをもって、委員会の見解を出していくという形ではどうか。

上平委員

ヒアリングで聞くことが明らかなら、ヒアリングの際に、担当課の方でまとめヒアリングの前に出して欲しい。

井原委員長

ヒアリングの際の事前資料ということか。

上平委員

そうすれば我々もやりやすい。

井原委員長

例えば、3-①という小中学校併設校の話だが、ここにパブコメに対する意見があるが、1～74まで意見があり、それに対する市の意見が書かれている。

さらに、公聴会の公述人の意見があり、右側に市の意見が書かれている。少なくともこの件に関しては、こういう考えがあって、市が対応しているということではないか。

上平委員

これだけ膨大なものをいきなり出されても、なかなか実りある議論ができない。担当課としては、検討した結果のたたき台を示してもらった方がよい。

和田委員

小中併設校のように、意見が出しやすいような市民参加の背景について、我々は議論をする場だと思っている。それが市民参加

がなされているかどうかをみる。

市民参加条例施行前の8項目（事業）に対し、施行後は6項目（事業）が出ていて、複数なされているのだから、流山市として一歩進んだやり方であることは評価すべき。

その後、さらに評価していくために、もっとより良い市民参加にするにはどうすべきかを話し合うべきで答申をする場だと思う。

上平委員

それをするには、パブコメの内容を理解しないとダメなのではないか。

野路委員

上平委員の話されていることは、立ち位置の問題で、施策そのものが良いか悪いかということに入っている。

市民参加そのものがこの施策に対して、的確に入っているか、そうでないかみる場であり、パブコメの中身をまとめたことを見せろというのでは、ある意味我々が担当課の上に立つようなことになる。

上平委員

市民参加の対象が1～5まであるが、これは担当課の方で選ぶのであり、その理由を我々は知りたい。

野路委員

それはフォーマットに書けばよい。上平委員の話だとパブコメの内容をまとめろという話になる。

最初に、会議の全体のところで、どうしてこの参加の方法を選んだ理由をフォーマットに書いてもらうということで、委員会で合意できていたはずである。

上平委員

内容ではない。その時、なぜ1なのか、2なのかヒアリングで聞きたい。

野路委員

では、このフォーマットに書かれているし、そこが足らなければヒアリングの対象にすればよいのでは。

上平委員

そうでなければヒアリングの必要はない。

例えば、意見交換会やパブコメでいいということであれば、ヒアリングの必要はない。なぜ公聴会にしたか聞きたい。

梅谷委員

ヒアリングするということが決まっている訳ではないし、議論すべき。

フォーマットを書いた部署に対し、市として、全体の市民参加の考え方があるはずである。

その部署で自分たちは市民参加条例に対して、こういうことをやった、次に市役所全体でやっているかチェックがあるはず。そこに対して我々は、全体としてああしたほうがいいのか聞く。場合によって部署にヒアリングすることがあるかもしれない。

今の位置づけでは、各部署についてヒアリングするのは違う。市全体に対してすべきである。

まず市全体の条例に対する判断があるべきで、それに対するあり方とか、アドバイスをすべきである。各部署のものをチェックするのは無理である。

まず一つは、我々は何に決めたということ、我々はどっかでチェックしたものについて、そうじゃないとか言って、各課をチェックするのはありえても、各課のものをチェックするのは違う。

和田委員

各担当課が市民参加の方法を2つまでと決めても、このような意見が出た場合は3つまでやるべきなどを考えておけば、担当課が一人歩きして、2つまでで止めるといったことを避けることができると思う。

要するに、担当課が1つまでだと決めて、先に進めなくなるのがご心配である。

上平委員

ここに出ているのは、担当課というが、それが市の見解と理解しないといけないと思う。担当が決めた後、市として変わるということか。

梅谷委員

私は一回一回これで判断する部分と、もう一つは、条例がより

よくなるための視点でみている。1回だと見られないけれど、その後には活かすためにあるべきだし、組織として体制をつくるべきだ。

野路委員

この仕組みが市として十分なのかということは、答申で反映できる。もしかしたら、3個まで必要なのではないかということを担当課と話すことが大切だと理解している。

上平委員のお話しされた形式については、重要であり、今決めるべきことである。ここに描かれたことについて聞きたいことを聞くのは良いと思う。なおかつ、担当課にさらに用意しろというところまでは、我々に権限はない。

委員として必要なものをヒアリングで聞くということの良いのではないかと思う。そうでないと、大きくなりすぎて化け物になってしまう。

山中委員

私たちは、それぞれの市民参加の方法が6項目の案があるが、予算規模や担当課、エリアの人口規模などが違うと思う。

例えば、小中併設校の場合だと、予算規模も大きいし、担当課はあえて3つの方法で市民参加をしたのかもしれない。事業の内容に対して、適切な市民参加ができているか判断するためにも、ある程度の下調べをしておくべきである。

井原委員長

ヒアリング前に今日配った資料に目を通していただきたい。

井原委員長

次に全体のスケジュールを整理したい。事務局からの説明でお願いしたい。

須郷係長

全体の日程について説明する。

ヒアリングの実施については、委員会で協議していただきたい。9月の初旬にかけて答申を頂きたい。というのも、条例で規定されている通り、議会に年に1度報告することになっているので、8月の終わりまでにまとめて頂きたい。

井原委員長

市民参加推進会議予定表のとおり9月5日であるため、答申を8月下旬にまとめる必要がある。

また、表で、実施シートの下の部分、それを選択した理由を必ず記入してもらいたい。

もう一つは、裏の我々の意見の前に担当部署の所見を書く場所を付け加えてほしい。

兼子課長

答申は8月下旬まででということだが、進行は年4回にして頂きたい。次年度の委員会を設けるべきなので、3月に一度やるということ考えて頂きたい。

井原委員長

任期は。

兼子課長

2年。

井原委員長

ヒアリングに2回、答申のために2回ということになるのか。5月の下旬、下旬にヒアリングを受けて、7月、8月に2回ということか。

今村委員

事業に対して割り振られている評価がついていたが、縦に割ったような、例えばパブコメを見ると、広報及びHP掲載ということになっていたが、市民参加に対する評価はするのか。例えば、パブコメの評価。0件のところもあれば、たくさんのもともある。

HPを見ても全部同じようなことになっているが、「市民参加条例の経過措置により対応したもの」の8件は、パブコメ0件であった。市民からの意見がなかったのかと単純に思う。

またはそのやり方に問題があるのか。

つまり推進方法に問題があると考えていいのか。事業に対する意見になると思う。うまく説明できないが。

野路委員

シートにこだわらずに総合評価のようなものを答申に加えることができると思う。パブコメが0だったのは、経過措置のものなので、これから当局のほうで市民参加を推進していただくという意識付けになると思う。

井上市民生活部長

状況としては、「市民参加条例の経過措置により対応したもの」の2～8番の事業は、国の権限委譲によるもので、法律で決まっていたものを条例で規定するという内容であり、市民生活にとってなじみのある内容でなかったことがいえる。

それがパブコメで意見がなかった理由だと思う。

井原委員長

今村委員の意見は正しい。このシートをうめようと思うと、対象事項だけを見てしまうが、パブコメのあり方とか、公聴会のあり方とかはここには出にくいので、まとめて、プラスアルファで報告書を出すということ。

梅谷委員

答申の時にやるのと、市として市民参加条例と向き合うのかについても答申で指摘すべきだし、個々の条例への参加だけではなく、委員会の中で話し合ってもよいと思う。

国府田委員

諮問の中で、市民参加が適切に運用されているかどうか評価する中で、色々な角度から見るとべきだと思う。

施行前にはパブコメしかなかったが、今はかなり出てきている。

では、意見が出てこない理由としては、HPの役所的の文面は理解できないため、市民がわかりやすいように、市民目線で書くこともどうですか、というのも評価の見方になると思う。

結果処理については、委員会では関与しないと理解しているが、(市民参加の)プロセス、(市民参加の)プロセスに対しての議論、その取組み、(市民参加の結果意見が少ない場合)どうしてもっと意見を出させる努力をできなかったのか等を委員会がつぶさにみて評価すると受け止めていたが、最終的に結論がでたということについては、内容はわからないし難しいと思う。

私は、コメントを委員として書くということを心配している。一緒くたとして議論するのもよいが、パブコメについて本当にち

やんと意見を求めようとしているのかわからない。

吉永副委員長

今の意見に共感出きるところがある。

例えば、今回対象になっている6件については、市民参加の手法意外に、一般の市民の方に対する周知状況もあるし、文書の問題もあるが、それ以前にIDを使用しその内容をHPで見ることができるのがどのくらい周知されているのか。実際に見られているのか。

また、HPが参考になるかというアンケートのレスポンス量なども気になる。

さらには、一般の人たちが、どれだけ仕組みを知っていて工夫されているかをここでも知っておくべき。

井原委員長

この件については、クリック数やアンケートレスポンス等の数字の把握は可能か。

兼子課長

集計を確認する。

上平委員

そういうことになると、市民参加の方法まで話をもっていくことになるのか。例えば、他のやり方や公聴会のやり方とか。

野路委員

この方法以外もあると思っているし、ここで出すべき。それは大前提で、実態的に手法などを市民が周知されていないために、せっかくの機会を失っている。

市民としての責務として、市民としてもやるべきことがあり、どうやってこのことを後押ししていくか、どうして動かないのかということも考えることも、市民側として促すこともこの委員会の役割の一つだと思っている。

それがないと、条例を誰のために作ったのかということになる。

和田委員

今の議論は、評価シート記入基準案のもので、裏面の③の参加

しやすい工夫というところと情報提供に関わる内だと思う。

市民への情報提供がわかりやすく行われているについては、何をもって情報提供されたか、例えば事業内容が的確に伝わる表現だったか、目的が明確に市民に伝わる表現だったかなどであり、参加しやすい工夫というのは、日時の問題、場所の問題、広報やHPを使うという手段の問題などをきちんと整理すべきということの議論だと思った。

そういう項目が評価シートに入っているべきだと思う。この案と評価シートが適合している必要があると思う。

したがって、今の話にしたがって作られていないと、評価しにくい。この案（評価シート）を検討しないといけない。

山梨委員

今お話しした手続きの結果は、昨年度の結果であり、今年度はまた変わると思っている。ただこれは案なので、これは決めた方がいいのでは。

井原委員長

この両面は、どの程度改善が可能か。

山梨委員

結果は、これと同じく出すということになっている。これは昨年度のものである。

井原委員長

6つの項目の、高齢者生きがい推進課が作ったもの。このフォーマットは改良可能か。

兼子課長

今年作ったものであり、これを修正するのは厳しい。

梅谷委員

なぜ厳しいのか。

兼子課長

面積的なもの、スペースの問題である。

須郷係長

評価シートで議論頂いているが、実際どのように評価するか決まった後で、担当課には内容をフィードバックする。

担当課は、内容を整理し、ヒアリングに望むようになる。そうしたものも一覧にして配布する予定である。

井原委員長

それでは、この評価シートについて協議した方がよい。

野路委員

事務局で用意している評価シート基準は案ということが、ここで言われていることに過不足あるか協議する必要がある。

和田委員

流山市市民参加推進委員会の評価シート記入基準（案）のページのパブコメのところに3点あり、その後にもずらずらっと書いてあるが、これは何か。

須郷係長

パブコメを実施する際に公表する事項を挙げている。

和田委員

どの案件も政策の案の目的主旨、内容、背景から始まると思う。その後論点があり、必要な資料が提示され、市民がわかって、はじめて市民参加があると思う。

井原委員長

パブコメ以外にもすべての市民参加において、必要な資料がそろって初めて出来るということか。それがどの程度周知されたということか。

和田委員

裏面の情報提供がわかりやすく行われたか。

つまり、市民参加があり、市民参加を求めて、市民が参加し、結果がどうあったという流れである。

そのため、情報提供の次が、参加しやすい工夫についての項目がもっと前にくれば、さっきまでの議論が全部解決される気がする。

井原委員長

評価表の中に、政策の目的、主旨などが説明されたかという項目、あるいは、資料が十分提供されたかどうかという項目を加えるか、チェックシートを変えるということか。

その上で内容の情報がわかりやすく提供されたかというような項目ということか。

和田委員

情報提供がされて、その中で、市民参加の方法が、どこまでいったかということになる。このような政策主旨があり、これだけ意見を求めようというのは次の段階である。

これ（情報提供）がきちんと伝わらなければ市民の意見はゼロになると思う。用語として、使わなければいけない用語もあるが、解釈を加えれば市民はわかりやすいと思う。

井原委員長

事務局で評価シートを作った主旨を説明して欲しい。

須郷係長

条例の基本原則と責務ということから抜粋し、どの参加の方法にも共通するということで選んだ。

例えば①だと、参加方法が複数行われているかということで、選んだ理由などを加えるなりして頂きたい。

この評価をするにあたり、どのような評価がよいか、今後の市民参加がどのような方向にいくのかとか、担当でも話し合ったが、できるだけコンパクトにと思い、このような形になっている。

山梨委員

結果を出すためには、ここに出ている事項について、どの部分をヒアリングしたいかとかそうではないか。それを相手側に、ここをヒアリングしたいのでという形で示すべきではないか。

井原委員長

山梨委員は、この評価シートでいいということか。

山梨委員

項目を多く加えるのではなくて、もっとここを知りたいという話であるから、もっと市の人に伝える必要がある。

上平委員

いずれにしても内容を、もう1つ案を作って、その他の意見を入れてほしい。

和田委員

結果を評価するということなので、この順番でも良い気がする。考え方の順番としては、情報提供があって、参加しやすい工夫があって、市民参加があってという順番のことを言っていただけである。変えた方が流れ的に考えやすいと思っただけ。プラスして評価してくということになれば、市民参加なので参加の方法をみて、振返るのもいいかもしれないと、みなさんの意見を聞いていて思った。

井原委員長

これは結果を見ているので、パブコメ等を選んだことが適切だったというのを先に見ていて、その時期や期間が適切だったかとか、その際に参加しやすく出来たかどうかという風なストーリーにみえる。

上平委員

意見の取り扱いだが、全部意見がついてるものなのか。

井原委員長

どういうことか。

須郷係長

パブコメを行った後に、市の考え方を公表している。市の責務にあるように、意見というものを考慮し、反映すべきとあるので、反映できるものとできないものがあるが、できないものに対しても説明責任をはたすということである。

井原委員長

市からのフィードバックとか、説明責任をはたしているかということ。

今村委員

この評価シート案だと、委員が個人で評価した後に、委員会の

意見を取りまとめるということだが、この3段階評価の選択肢だと、マイノリティな意見が埋もれてしまうと思う。例えば、10人いて、8人が適切で、2人が不適切とした場合、どういう風にするのか。

須郷係長

評価シートを作成する場合に、一人が不適切としたことを想定し、そうした意見を入れるということでコメント欄を設けている。

委員会としては適切としても、個々の意見を盛り込むためにコメント欄を設けており、実際はこの欄が大きくなる可能性もある。

山中委員

そうなると、1番上のところは、全体の意見を書く、2枚目のところは、適切であるが8人いたら、適切であるに丸(○)をし、コメント欄にということか。

須郷係長

個々で評価をして頂き、その後、委員会のシートを公表するというイメージのものなので、この評価シートの表記の仕方は委員会で議論頂きたい。あくまでも、これはたたき台である。

井原委員長

先ほどの説明で、全体のもののコメントはわかった。賛成も反対も併記して。個人評価シートのコメントはどうするのか。

須郷係長

各個人の見解というものなので、適切や不適切に対する理由を記入して頂く。必ず判断の理由があるはずである。

井原委員長

個人シートは理由を、全体シートは集約した意見をとということで付記をする。

国府田委員

②の実施時期、期間だが、委員として不適切であると書く場合、何を基準にするのか。この案には、十分討議されないような短い期間だったとか、それは結果でしかわからない。

事務局や担当課が判断すべきことであって、1日が適切か、3

日かというのは曖昧。概ね良好だと、みんなここに付けてしまう。基準そのものが。これをつけろと言われても。

野路委員

これは一つのやり方だが、それぞれの基準のところに、審議会は何日と書いてあるから、逸脱したら、ペケということ。ここにペケが出てきたら、怠慢ということになるから。大切なことだから、この案件には、審議会のところは広報やHPにもっと前から公表すべきというようなこともあり得る。

井原委員長

条例ではこうだけれども、付記するということも出来る。

国府田委員

今日もらったものは、みんなよく読んでいない。もともとの事項について、もっと勉強すべきである。

方法論も、パブコメだけではダメだとか、個人的には主観が入るけれども、勉強しなければならない。そういう意味でヒアリングは参考になる。実際に担当課の考えを聞かせてもらおうと。

井原委員長

評価シートにこうした方がいいということがあれば、まずはヒアリングを2回実施するという事で良いか。

この評価シートはその時考えてもいいのか、だめか。各課にこのシートを提出するという事だったか。

須郷係長

実施状況は、「市民参加の手續の実施予定・実施状況」でわかるものもあるが、出来るだけわかりやすくということで分量を制限しているので、細かい内容については、各担当課の方に、こうした基準で審査をする。例えばどういう時期にどういうことを考えているかとか、担当課にもこの内容を伝える予定である。

意見がかみ合わないといけないので、担当課でもそれなりに準備する。

井原委員長

これを提示するという事なので、もっと意見を。上平さんから、その他を付け加えるということもあった。

上平委員

意見の取り扱いだが、市の見解とか、フィードバックとか。

井原委員長

少し注記を入れてもらえるか。フィードバックとか。前の取り扱いのところとか、市民等の意見を十分考慮し、反映につとめたか、反映しない場合の説明を十分したか、意見に対する市の考えを速やかに公表したかとあるが、ここにもう少し加えた方がよいか。

例えば、評価シート④は、和田委員からの指摘や吉永副委員長からも言葉が易しいかとかそういうことも書いたほうがいい。

情報提供がわかりやすく行われたかしか書いていないので、もう少し膨らませた方がよいと思う。

吉永副委員長

③の参加しやすい工夫の方で、2番目の広報紙などで効果的な周知をしたかというのは④と重なる。では、④の情報提供というのは、もう少し日常的な情報提供なのかということにも思うし、わかりやすさと参加しやすい工夫は重なる。

井原委員長

③と④はどう違うのか。

野路委員

③は意見交換会で、④はパブコメのイメージである。

山中委員

事業内容についての説明が。③は市民参加がしやすいかどうかで、④は事業そのものの説明と理解してよいか。

井原委員長

和田委員が言った政策の背景などが、このパブコメに書かれていることが、④にしっかり書かれていないということか。そう理解してよいか。

吉永副委員長

何の情報提供なのかをもうちょっと説明すべきである。こうした情報が市民に伝えられることが大切である。

井原委員長

パブコメの政策の目的、主旨、内容がわかりやすく提供されたかということと、わかりやすい言葉で伝わったか、表現されていたかということも表記してもらおう。

今村委員

例として、小中併設校に関しては、小さい子がいる親が行くための託児の対応がなされていたかとか。

山中委員

マイノリティの方に配慮したのかとか。その他独自の工夫というような。

井原委員長

他にはいかがか。

山中委員

参加しやすい工夫ということで、情報提供として広報やHPで告知以外に、市民まつり等でポスター掲示をしたり、チラシを置くなどの措置も、広報とは違う告知が期待できるし、独自の周知の取り組みをされたか聞きたい。

井原委員長

市民への情報提供の中に、同じように独自の工夫をされていたか。案件によっては工夫することは大切である。

井上市民生活部長

特定のものにはやっている。

野路委員

市民参加条例をつくる前の検討委員会のために、市民まつりのときにコーナーをつくり、チラシをまいたので、そういう方法はある。

井原委員長

いずれにしても独自の工夫の欄は入れて頂きたい。

須郷係長

今、評価の関係で意見を頂いたので、事務局で整理し、委員の方にフィードバックさせて頂き、加筆があればご連絡頂きたい。

その後に各課に配布し、一覧を作成する手続きをとり、出来上がったら各委員にメールする。

井原委員長

以上で会議を終了する。